

令和6年4月19日

各位

のぞみ信用組合

スーパー定期5年もの定期預金の中途解約利息相違についてのお詫び

平素は、のぞみ信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

今般、当組合のスーパー定期5年もの定期預金におきまして、満期日前の解約処理のプログラム相違によって、一部のお客様にお支払いした中途解約利息が過少であったことが判明いたしました。

このような事態を招き、お客様には多大なご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げますとともに、このような事態を二度と起こさないよう、再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 定期預金の解約処理のプログラム相違の概要

(1) 対象期間

平成16年1月13日～令和5年11月20日の間に中途解約されたお客様

(2) 対象となるお客様数

782先

(3) 過少払いした金額の合計

331,666円

2. プログラム不良の内容

満期日前の解約については、預入期間によって以下の割合を適用すると規定されているところ、誤った割合(下表:右側下線部)で解約利息計算を行ったことによります。

預入期間	正	誤
6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%	約定利率× <u>30%</u>
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%	約定利率× <u>40%</u>
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%	約定利率× <u>50%</u>
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率× <u>60%</u>
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×80%	約定利率× <u>70%</u>
3年以上4年未満	約定利率×90%	約定利率× <u>80%</u>

3. お客様への対応

対象となられるお客様には、当組合よりお詫びと本件に係るご説明を申し上げます。

当組合に普通預金口座があるお客様につきましては、正当な定期預金利息(税引後)と誤って少なくお支払いした定期預金利息(税引後)の差額に、法定利率で計算した遅延損害金を加えた金額を普通預金口座にご入金させていただきます。

また、普通預金口座が当組合に無いお客様につきましては、当組合所定の手続きを経て、ご指定の口座にお振込みさせていただきます。

今後は、金利の設定にかかるチェック体制を厳格化・厳正化し、再発防止に努めてまいります。

なお、本件に関するご照会につきましては、以下の窓口で対応させていただきますので、ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

4. 本件に関するお問い合わせ先

お問合せ先 : のぞみ信用組合 事務部(吉田、中村)

電話番号 : 0120-011-247(フリーダイヤル)

受付時間 : 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

以 上